

平成19年 No.20

東京学芸大学教育学部運営規程等の一部を改正する規程

改正理由

特別専攻科の名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

本学特別専攻科の名称変更に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理し、教育研究評議会には報告事項とする。

東京学芸大学教育学部運営規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成19年 3 月22日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成19年規程第14号

東京学芸大学教育学部運営規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学教育学部運営規程（平成12年規程第17号）
- (2) 東京学芸大学点検評価規程（平成16年規程第17号）
- (3) 東京学芸大学教務委員会規程（平成11年規程第 4 号）
- (4) 東京学芸大学カリキュラム委員会規程（平成18年規程第 3 号）
- (5) 東京学芸大学学生委員会規程（平成11年規程第 5 号）
- (6) 東京学芸大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程（昭和45年規程第 2 号）
- (7) 東京学芸大学入学料免除及び徴収猶予取扱規程（昭和63年規程第 3 号）
- (8) 東京学芸大学入学者選抜委員会規程（平成16年規程第41号）

東京学芸大学教育学部運営規程の一部改正について

改正理由：特別専攻科の名称変更に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 第4条 学系長は，学系を統括し，これを代表する。 2 各学系長は，次のとおり群を所管し，群を構成する教室構成員の教育上の職務行為を統括する。 (1) 総合教育科学系長 総合教育科学群 (2) 人文社会科学系長 人文社会科学群 (3) 自然科学系長 自然科学群 (4) 芸術・スポーツ科学系長 芸術・スポーツ科学群 3 総合教育科学系長は，<u>特別支援教育特別専攻科特別支援教育専攻</u>を所管し，専攻を構成する構成員の教育上の職務行為を統括する。 4 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，平成19年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 第4条 学系長は，学系を統括し，これを代表する。 2 各学系長は，次のとおり群を所管し，群を構成する教室構成員の教育上の職務行為を統括する。 (1) 総合教育科学系長 総合教育科学群 (2) 人文社会科学系長 人文社会科学群 (3) 自然科学系長 自然科学群 (4) 芸術・スポーツ科学系長 芸術・スポーツ科学群 3 総合教育科学系長は，<u>特殊教育特別専攻科知的障害教育専攻</u>を所管し，専攻を構成する構成員の教育上の職務行為を統括する。 4 〔省略〕 〔省略〕

東京学芸大学点検評価規程の一部改正について

改正理由：特別専攻科の名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行																																
〔省略〕 (部局の点検及び評価) 第13条 部局の点検及び評価は、委員会が例示した評価項目を参考として、次表左欄に定める区分により、同表右欄に定める者が実施する。 <table> <tr> <td>学系</td><td>学系長</td></tr> <tr> <td>学系の講座又は分野 学群の教室及び大学院教育学研究科の専攻</td><td>主任又は代表</td></tr> <tr> <td><u>特別支援教育特別専攻科</u></td><td>総合教育科学系長</td></tr> <tr> <td>大学院連合学校教育学研究科</td><td>大学院連合学校教育学研究科長</td></tr> <tr> <td>附属図書館</td><td>附属図書館長</td></tr> <tr> <td>施設・センター</td><td>施設・センターの長</td></tr> <tr> <td>附属学校</td><td>附属学校全体については、附属学校運営参事 校長（幼稚園にあつては、園長）</td></tr> <tr> <td>事務局</td><td>事務局長</td></tr> </table> 〔省略〕 <u>附 則</u> この規程は、平成19年4月1日から施行する。	学系	学系長	学系の講座又は分野 学群の教室及び大学院教育学研究科の専攻	主任又は代表	<u>特別支援教育特別専攻科</u>	総合教育科学系長	大学院連合学校教育学研究科	大学院連合学校教育学研究科長	附属図書館	附属図書館長	施設・センター	施設・センターの長	附属学校	附属学校全体については、附属学校運営参事 校長（幼稚園にあつては、園長）	事務局	事務局長	〔省略〕 (部局の点検及び評価) 第13条 部局の点検及び評価は、委員会が例示した評価項目を参考として、次表左欄に定める区分により、同表右欄に定める者が実施する。 <table> <tr> <td>学系</td><td>学系長</td></tr> <tr> <td>学系の講座又は分野 学群の教室及び大学院教育学研究科の専攻</td><td>主任又は代表</td></tr> <tr> <td><u>特殊教育特別専攻科</u></td><td>総合教育科学系長</td></tr> <tr> <td>大学院連合学校教育学研究科</td><td>大学院連合学校教育学研究科長</td></tr> <tr> <td>附属図書館</td><td>附属図書館長</td></tr> <tr> <td>施設・センター</td><td>施設・センターの長</td></tr> <tr> <td>附属学校</td><td>附属学校全体については、附属学校運営参事 校長（幼稚園にあつては、園長）</td></tr> <tr> <td>事務局</td><td>事務局長</td></tr> </table> 〔省略〕	学系	学系長	学系の講座又は分野 学群の教室及び大学院教育学研究科の専攻	主任又は代表	<u>特殊教育特別専攻科</u>	総合教育科学系長	大学院連合学校教育学研究科	大学院連合学校教育学研究科長	附属図書館	附属図書館長	施設・センター	施設・センターの長	附属学校	附属学校全体については、附属学校運営参事 校長（幼稚園にあつては、園長）	事務局	事務局長
学系	学系長																																
学系の講座又は分野 学群の教室及び大学院教育学研究科の専攻	主任又は代表																																
<u>特別支援教育特別専攻科</u>	総合教育科学系長																																
大学院連合学校教育学研究科	大学院連合学校教育学研究科長																																
附属図書館	附属図書館長																																
施設・センター	施設・センターの長																																
附属学校	附属学校全体については、附属学校運営参事 校長（幼稚園にあつては、園長）																																
事務局	事務局長																																
学系	学系長																																
学系の講座又は分野 学群の教室及び大学院教育学研究科の専攻	主任又は代表																																
<u>特殊教育特別専攻科</u>	総合教育科学系長																																
大学院連合学校教育学研究科	大学院連合学校教育学研究科長																																
附属図書館	附属図書館長																																
施設・センター	施設・センターの長																																
附属学校	附属学校全体については、附属学校運営参事 校長（幼稚園にあつては、園長）																																
事務局	事務局長																																

東京学芸大学教務委員会規程の一部改正について

改正理由：特別専攻科の名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （審議事項） 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。 （1）学部，大学院（教育学研究科をいう。以下同じ。）及び<u>特別支援教育特別専攻科</u>（以下「学部等」という。）学生の身分の取扱い（懲戒を除く。）に関すること。 （2）～（15） 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成19年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 （審議事項） 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。 （1）学部，大学院（教育学研究科をいう。以下同じ。）及び<u>特殊教育特別専攻科</u>（以下「学部等」という。）学生の身分の取扱い（懲戒を除く。）に関すること。 （2）～（15） 〔省略〕 〔省略〕

東京学芸大学カリキュラム委員会規程の一部改正について

改正理由：特別専攻科の名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （目的） 第2条 委員会は、本学の教育理念を実現するため、学部、大学院教育学研究科及び<u>特別支援教育特別専攻科</u>のカリキュラムの運営及び改善に係る事項を審議し、必要な措置を講ずることを目的とする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成19年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 （目的） 第2条 委員会は、本学の教育理念を実現するため、学部、大学院教育学研究科、<u>及び特殊教育特別専攻科</u>のカリキュラムの運営及び改善に係る事項を審議し、必要な措置を講ずることを目的とする。 〔省略〕

東京学芸大学学生委員会規程の一部改正について

改正理由：特別専攻科の名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （審議事項） 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。 （1）学生（学部，大学院教育学研究科及び<u>特別支援教育特別専攻科</u>の学生をいう。以下同じ。）の課外教育活動に関すること。 （2）～（8） 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成19年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 （審議事項） 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。 （1）学生（学部，大学院教育学研究科及び<u>特殊教育特別専攻科</u>の学生をいう。以下同じ。）の課外教育活動に関すること。 （2）～（8） 〔省略〕 〔省略〕

東京学芸大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程の一部改正について

改正理由：特別専攻科の名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (免除の除外) 第5条 学部及び<u>特別支援教育特別専攻科</u>にあつては、修業年限を超えて在学する学生、大学院にあつては、標準修業年限を超えて在学する学生又は長期履修を認められた学生で所定の期間を超えて在学する学生に対しては、原則として授業料の免除は行わない。 〔省略〕 (許可) 第7条 第3条第1号及び第2号の規定による授業料の免除は、学部、大学院教育学研究科及び<u>特別支援教育特別専攻科</u>にあつては学生委員会、大学院連合学校教育学研究科にあつては大学院連合学校教育学研究科委員会の選考を経て、学長が許可する。 2 前項の選考は、学長が別に定める「東京学芸大学授業料等免除学生選考基準」によって行うものとする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成19年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 (免除の除外) 第5条 学部及び<u>特殊教育特別専攻科</u>にあつては、修業年限を超えて在学する学生、大学院にあつては、標準修業年限を超えて在学する学生又は長期履修を認められた学生で所定の期間を超えて在学する学生に対しては、原則として授業料の免除は行わない。 〔省略〕 (許可) 第7条 第3条第1号及び第2号の規定による授業料の免除は、学部、大学院教育学研究科及び<u>特殊教育特別専攻科</u>にあつては学生委員会、大学院連合学校教育学研究科にあつては大学院連合学校教育学研究科委員会の選考を経て、学長が許可する。 2 前項の選考は、学長が別に定める「東京学芸大学授業料等免除学生選考基準」によって行うものとする。 〔省略〕

東京学芸大学入学料免除及び徴収猶予取扱規程の一部改正について

改正理由：特別専攻科の名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (大学院研究科等の免除対象者) 第2条 本学の大学院教育学研究科，大学院連合学校教育学研究科又は<u>特別支援教育特別専攻科</u>（以下「大学院研究科等」という。）に入学する者（科目等履修生又は研究生として入学する者を除く。以下同じ。）で，免除の対象となる者は，経済的理由によって入学料の納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる場合とする。 2 〔省略〕 〔省略〕 (許可) 第6条 第2条及び第3条の規定による免除については，大学院連合学校教育学研究科にあっては大学院連合学校教育学研究科委員会，大学院教育学研究科，<u>特別支援教育特別専攻科</u>及び学部においては学生委員会の選考を経て，学長が許可する。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，平成19年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 (大学院研究科等の免除対象者) 第2条 本学の大学院教育学研究科，大学院連合学校教育学研究科又は<u>特殊教育特別専攻科</u>（以下「大学院研究科等」という。）に入学する者（科目等履修生又は研究生として入学する者を除く。以下同じ。）で，免除の対象となる者は，経済的理由によって入学料の納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる場合とする。 2 〔省略〕 〔省略〕 (許可) 第6条 第2条及び第3条の規定による免除については，大学院連合学校教育学研究科にあっては大学院連合学校教育学研究科委員会，大学院教育学研究科，<u>特殊教育特別専攻科</u>及び学部においては学生委員会の選考を経て，学長が許可する。 〔省略〕

東京学芸大学入学者選抜委員会規程の一部改正について

改正理由：特別専攻科の名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (審議事項) 第2条 委員会は、学部、<u>特別支援教育特別専攻科</u>及び大学院教育学研究科の入学試験の合否判定に関する事項を審議する。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成19年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 (審議事項) 第2条 委員会は、学部、<u>特殊教育特別専攻科</u>及び大学院教育学研究科の入学試験の合否判定に関する事項を審議する。 〔省略〕